

災害援護資金 貸付のご案内

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の生活再建を資金面でサポートします

最大 350 万円の貸付

連帯保証人あり無利子

据置期間 3 年（返済不要）

償還期間（合計） 10 年

🔊 【申請受付について】 該当の災害が発生後、申請受付の準備ができ次第、市ホームページ・広報おわりあさひ等でお知らせします。

★この制度でできること



住まいの再建

被災した住宅の修繕・建て直し・仮住まいの費用に充てることができます



家財の回復

失われた家電・家具などの生活必需品の購入費用に活用できます



負傷時の生活費

世帯主が長期療養中の生活費の穴埋めとして利用できます

①対象となる方

条件① 必須 被災日時点で尾張旭市に居住かつ住民登録があること（世帯主が申請者となります）

条件② いずれか一つ 下記のうちいずれか一つ以上の被害を受けていること

☑️ **世帯主の負傷**：おおむね 1 か月以上の療養期間を要する負傷
医師の診断書等により療養期間が確認されます。骨折・重傷など 1 か月以上の加療が必要な場合が対象です。

☑️ **住居の半壊・全壊**：中規模半壊・大規模半壊・全壊を含む
準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）は対象外
罹災証明書に記載された被害認定が基準となります。「半壊」以上（損害割合 20%以上）が対象です。

☑️ **住居の滅失・流失**：住居全体が失われた場合
地震による全体崩壊・土砂等による完全な滅失が対象です。

☑️ **家財の損害**：家財の価格のおおむね 1/3 以上に損害があった
家具・家電等の家財の合計金額に対し、損害額が 1/3 以上に達している場合が対象です。自家用車は家財に含まれません。

🌟 「住居の半壊または全壊」は、原則として自己所有の住宅（持ち家）が対象です。
🌟 賃貸住宅でも対象となる場合：全壊で残存部分を取り壊さざるを得ない場合、または住居が滅失・流失した場合
🌟 「家財の損害」、「世帯主の負傷」が申請理由の場合は、賃貸・持ち家を問わず対象です。

②住宅被害の認定区分（罹災証明の判定）

市町村が発行する**罹災証明書**に記載される被害認定区分が、貸付の可否・限度額の基準となります。また罹災証明書を取得していない場合はお早めに申請をしてください。

準半壊

損害割合 10～20%未満

×対象外

住居被害では申請不可。ただし1/3以上の家財損害、世帯主の負傷（療養期間1か月以上）の場合は申請可能

半壊

損害割合 20～40%未満

☑対象

持ち家の場合が対象
限度額は最大
170～250万円

大規模半壊

中規模半壊

損害割合 40～50%未満/
40%未満

☑対象

持ち家の場合が対象
限度額は最大
170～250万円

全壊・滅失

流失

損害割合 50%以上/
全体消失

☑対象（最大）

賃貸住宅も一部対象
最大350万円まで
貸付可能

③貸付限度額

被害の状況	世帯主の負傷		備考
	療養期間 1か月未満	療養期間 1か月以上	
家財及び住居に損害なし	対象外	150万円	負傷のみ
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	※1
住居の半壊（家財損害なし）	170万円	270万円	持ち家のみ
住居の半壊＋家財の1/3以上の損害	250万円	350万円	持ち家のみ
住居の全壊（家財損害なし）	250万円	350万円	※2
住居の全体＋残存部分の取壊しが必要な特別事情	350万円	350万円	特別事情
住居の全体が滅失・流失	350万円	350万円	賃貸も対象

※1 家財の損害のみの場合、貸付限度額と実際の家財損害額のいずれか低い金額の範囲での貸付となります。なお、自家用車の損害は家財の損害に含まれません（自家用車の購入・修理への充当不可）。

※2 被災住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合は350万円が限度額になります。

④こんな場合にいくら借りられる？（活用例）

ケース①住居が全壊した場合

持ち家が全壊。残存部分の取壊しが必要な状況。世帯主の負傷なし。

最大350万円

→住宅の取壊し・再建費用に活用

ケース②家財が大きく損傷した場合

住居は半壊。家電・家具の8割が使えなくなった。世帯主の負傷なし

最大250万円

→家財の再取得費用に活用

ケース③世帯主が長期入院の場合

住居は半壊。世帯主が骨折で2か月の療養が必要。家財も一部損傷

最大350万円

→生活費・医療費・修繕費に活用

⑤貸付条件（返済・利息のしくみ）

利率（金利）

連帯保証人を 立てる場合	連帯保証人を 立てない場合
無利子 利息がかかりません	年 1.0% ※据置期間中は無利子
据置期間 3 年 この間は返済不要 (繰上償還は可能)	償還期限（合計） 10 年 据置期間 3 年 + 返 済期間 7 年

☆据置期間（3 年）が終わった後、残り 7 年間で返済します。

☆据置期間中でも繰上償還（早期返済）は可能です。

⑥所得制限

世帯人数別 総所得合計の上限（最新年度分）

1 人世帯 220 万円未満	2 人世帯 430 万円未満	3 人世帯 620 万円未満	4 人世帯 730 万円未満
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

5 人以上の世帯

730 万円 + 1 人増えるごとに 30 万円を加算
(例：5 人→760 万円、6 人→790 万円…)

☆住居が滅失した場合（世帯人数問わず）
1,270 万円未満
※人数に関わらず一律

☆「総所得の合計」は、給与所得のみ方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が目安です。

⑦返済スケジュール

据置 3 年
返済不要

返済期間 7 年

貸付開始 3 年後返済開始 10 年後完済

⑧返済の目安（シミュレーション）

保証人あり・無利子・7 年返済の場合

150 万円の場合 約 17,900 円／月

250 万円の場合 約 29,800 円／月

350 万円の場合 約 41,700 円／月

※概算です。実際の金額は手続き時に計算します。

⑧申し込みの流れ

現在、申請受付の準備中です。開始次第、市ホームページ・広報おわりあさひにてお知らせします。

①



②



③



④



⑤

受付開始の
お知らせを確認

市ホームページ
広報おわりあさひ等

必要書類の
準備

⑨の書類をあ
らかじめ準備

申請窓口へ
来庁・申請

窓口は受付開始
時にご案内

審査
確認

現地調査を
行う場合あり

貸付金の
交付

ご指定口座へ
振込

⑨あらかじめご準備いただく書類（予定）

詳細は受付開始時に正式案内

①罹災証明書（市町村が発行）

まだ申請していない方はお早めに

③世帯の所得証明書（最新年度分）

世帯全員分必要な場合あり

⑤通帳またはキャッシュカード

貸付金の振込先口座がわかるもの

②住民票の写し（世帯全員分）

追加の記載事項は「続柄」

④本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード等

⑥連帯保証人に関する書類（立てる場合）

保証人の収入証明・印鑑登録証明書等

☆②住民票の写し、③所得証明書(令和 8 年 10 月から)は、全国のコンビニで取得可能です。

⑩よくある質問（FAQ）

㊤賃貸に住っていますが対象になりますか？

㊤「住居の半壊・全壊」は原則として持ち家（自己所有）が対象です。ただし、①全壊で残存部分を取り壊さざるを得ない場合、②住居が滅失・流出した場合は、賃貸住宅でも対象となります。また「家財の損害」「世帯主の負傷」が申請理由の場合は、賃貸・持ち家を問わず対象です。

㊤据置期間中に繰り上げ返済はできますか？

㊤据置期間（3年）中でも繰上償還（早期返済）が可能です。無利子での借入中（連帯保証人あり）であれば、早期返済しても利息ペナルティ等はありません。

㊤自家用車が全損しました。貸付金で修理・購入できますか？

㊤できません。自家用車の損害は「家財の損害」には含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理に充てることは制度上認められていません。自家用車の被害は、別途ご加入の自動車保険や、他の支援制度をご検討ください。

㊤連帯保証人が見つかりません。借りられますか？

㊤連帯保証人がいなくても借入できます。その場合の利率は年1.0%（据置期間中は無利子）となります。保証人を立てた場合は無利子となりますので、可能であれば立てることをおすすめします。

㊤準半壊と判定されましたが申請できますか？

㊤住居の被害が準半壊のみでは対象外です。ただし、家財の1/3以上に損害がある場合や、世帯主が1か月以上の療養を要する負傷をした場合は、別の要件で申請できる場合があります。被害の認定結果に疑問がある場合は、再調査の申請も可能ですので、まずお問い合わせください。

㊤所得制限の「総所得の合計」とは何を指しますか？

㊤世帯全員の最新年度分の市民税における総所得の合計が基準です。給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告をされている方は申告書の総所得金額が目安となります。

㊤申請できる期限はありますか？

㊤法律上の時効は災害発生から3年以内とされています。ただし、被災直後は生活再建のための資金需要が高い時期ですので、できるだけお早めに申請されることをおすすめします。

㊤他の支援制度と重複して利用できますか？

㊤原則として他の支援制度と重複して利用できます。例えば「被災者生活再建支援金」「生活福祉資金（緊急小口資金）」と本制度を併用することも可能です。詳しくは窓口にてご相談ください。

合わせてご確認ください（関連する主な支援制度）

制度名	主な内容	問い合わせ先
生活福祉資金（緊急小口資金）	当座の生活費として原則10万円以内を無利子で貸付	尾張旭市社会福祉協議会
災害見舞金	床上浸水または流水、土砂等の堆積等により自己の居住する住宅が居住困難となったとき10,000円を支給	尾張旭市役所地域福祉課

お問い合わせ・申請窓口
尾張旭市役所 地域福祉課
〒488-8666

尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
平日 午前9時から午後4時まで
（祝日、年末年始を除く）

☎お電話はこちら
0561-76-8141

尾張旭市 公式ホームページ
「災害援護資金」で検索